

# 国立国語研究所名誉教授称号授与規程

平成24年 1月24日  
国語研規程第58号  
改正 平成29年 7月10日

## (趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構名誉教授称号授与規程（人間文化研究機構規程第94号）第4条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における名誉教授称号授与について、必要な事項を定めるものとする。

## (資格)

第2条 名誉教授の称号は、研究所を退職した者で、次の各号の一に該当する者に対して、選考のうえ授与する。

- (1) 研究所の教授として10年以上勤務し、学術研究上又は研究所の運営に関し特に功績があった者
- (2) 研究所の教授としての勤務年数が前号の規定に満たないが、学術研究上又は研究所の運営に関し特に顕著な功績があった者
- (3) 研究所の所長として研究所の運営に関し功績が特に顕著であった者

## (勤務年数の通算)

第3条 前条第1号の勤務年数には、研究所以外の大学又は研究機関（相当するものを含む。）において教授として勤務した年数を通算することができる。ただし、研究所の教授として5年以上勤務した場合に限る。

2 研究所の客員教授及び研究所（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所に限る。）が参画する連携大学院に研究所の職員が連携教授として勤務した年数は、研究所の専任の教授として勤務した年数とみなす。

## (選考)

第4条 名誉教授の選考は、所長からの推薦（在職中の所長が対象の場合は運営会議議長からの推薦）により、研究所の運営会議において行う。

- 2 推薦は、推薦が行われる運営会議の開催日から起算して1年以内に退職が予定されている者、又は開催日において既に退職している者のうちから推薦するものとする。
- 3 推薦は、推薦書（別紙様式1）によって行う。
- 4 名誉教授の推薦があったとき、運営会議は議決により選考を行う。

## (称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、辞令書（別紙様式2）を交付して行う。

## (授与日)

第6条 授与日は、原則として退職日の翌日とする。

(称号の取り消し)

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、称号を有するにふさわしくない行為を行ったことが明らかになった場合、研究所は、運営会議の議に基づき名誉教授の称号を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

国立国語研究所  
運営会議議長 殿

推薦者  
(所長又は運営会議議長)

国立国語研究所名誉教授称号授与に係る推薦について

このことについて、下記の者を推薦いたします。

記

1. 推薦される者の氏名及び職名

2. 退職日又は退職予定日

3. 資格

国立国語研究所名誉教授称号授与規程第2条第 号

4. 教授勤務年数及び退職時職名

国立国語研究所教授 年

(うち専任の教授 年)

(うち客員教授 年)

(うち連携大学院連携教授 年)

国立国語研究所以外の教授 年

退職時職名

5. 主な功績

(別紙様式2)

第	氏	年	年	人間文化研究機構	年
号	名	月	月	人間文化研究機構	月
		日	日	国立国語研究所	日
				印	